

## 屋外広告物除却の手続きについて

許可を受けている屋外広告物を除却（撤去）した場合は、除却届を提出してください。

届出書類（1部）を郵送または担当窓口へ直接お持ちください。

- 1 必要な書類等      ① 屋外広告物除却届（第12号様式）  
                             ② 除却完了後の状況がわかるカラー写真
  
- 2 手 数 料            不要
  
- 3 問い合わせ先      袋井市役所 都市建設部 都市計画課 計画推進係  
〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1  
TEL：0538-44-3122 FAX：0538-44-3145